



平成29年12月20日  
【照会先】  
政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室  
参事官 石原 典明  
室長補佐 手計 高志  
企画調整係  
(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)  
(直通電話) 03(3595)3145

## —平成 29 年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

### 目 次

1 調査の概要	1 ページ
2 結果の概要	3
(1) 賃金	3
(2) 出勤日数と労働時間	5
(3) 雇用	7
3 付表	9

平成 29 年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。  
(URL : [http://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/toukei/](http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/))

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

### (2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、平成26年経済センサス-基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

### (3) 調査の時期

平成29年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの1年間）の状況について、平成29年8月及び9月に調査を実施した。

### (4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

### (5) 調査の方法

統計調査員が調査客体事業所を訪問し、面接聴き取りの上、調査票に記入する方法により実施。

### (6) 調査系統

厚生労働省—都道府県—統計調査員—報告者

### (7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 23,039 事業所 有効回答数 20,862 事業所

有効回答率 90.6%

### (8) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

イ 「前年比」は、対前年増減率(%)を掲載している。前年比及び前年差は、表章単位の数値から算出している。

ウ 4ページの「イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額」は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

## (9) 用語の定義

### ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

a 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

b 同一事業所に日々又は1か月以内の期間を定めて雇われていた者のうち、前2か月（5月及び6月）にそれぞれ18日以上雇われた者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

### イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

### ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

### エ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含まないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

### オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

### カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

### キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

### ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

### ケ 1時間当たりきまって支給する現金給与額

労働者ごとにきまって支給する現金給与額を、出勤日数に1日の実労働時間数を乗じて得た時間数で除して算出している。

## 2 結果の概要

### (1) 賃金

#### ア きまって支給する現金給与額

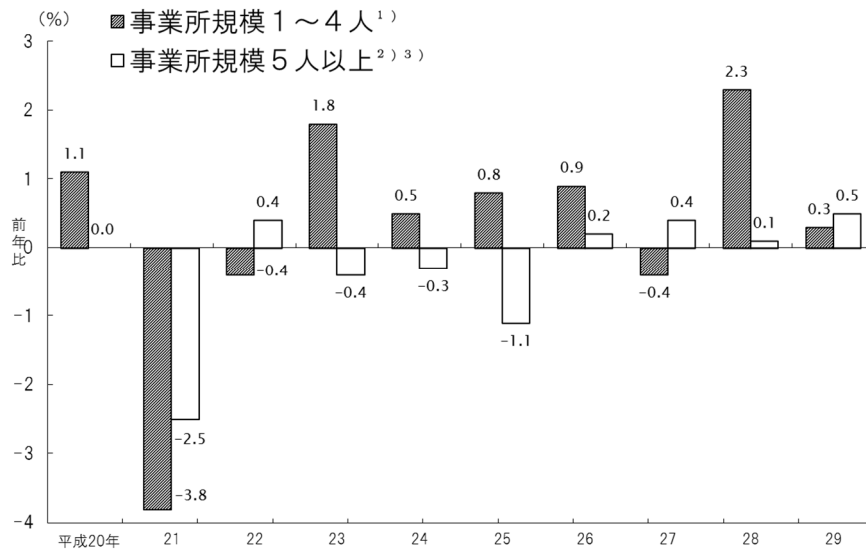
事業所規模1～4人の事業所について、平成29年7月におけるきまって支給する現金給与額は調査産業計で196,363円で、前年比0.3%増となった。

男女別にみると、男は264,286円で前年比1.0%減、女は143,770円で同1.3%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が258,859円と最も高く、次いで「製造業」が215,511円、「卸売業、小売業」が198,090円、「医療、福祉」が179,043円、「生活関連サービス業、娯楽業」が147,366円、「宿泊業、飲食サービス業」が115,765円となった。（第1図、第1表）

また、1時間当たりきまって支給する現金給与額は調査産業計で1,369円で、前年比1.0%増となった。男女別にみると、男は1,612円で前年比0.9%減、女は1,182円で同2.7%増となった。（第2表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の前年比の推移（調査産業計）



- 注： 1) 事業所規模1～4人は各年7月の数値である。  
 2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。  
 3) 事業所規模5人以上の前年比は、調査対象事業所の抽出替えに伴うギャップを修正した指数から算出している。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

性・主な産業	事業所規模1～4人		(参考) 事業所規模5人以上 <sup>1)</sup>		5人以上=100としたときの比率
	円	%	円	%	
調査産業計	196,363	0.3	261,634	0.5	75.1
男	264,286	-1.0	328,336	...	80.5
女	143,770	1.3	181,510	...	79.2
建設業	258,859	2.4	329,335	1.6	78.6
製造業	215,511	-2.6	306,075	0.6	70.4
卸売業、小売業	198,090	0.6	228,610	1.6	86.6
宿泊業、飲食サービス業	115,765	5.4	119,080	-1.3	97.2
生活関連サービス業、娯楽業	147,366	1.6	188,384	1.0	78.2
医療、福祉	179,043	-0.4	254,219	1.6	70.4

- 注： 1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査平成29年7月分の結果である。  
 2) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。  
 なお、男女別には指数を作成しておらず、前年比を算出していないため、「…」と表記している。

第2表 性別1時間当たりきまって支給する現金給与額  
 (事業所規模1～4人、調査産業計) 平成29年7月

性	実額	
	円	%
計	1,369	1.0
男	1,612	-0.9
女	1,182	2.7

### イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

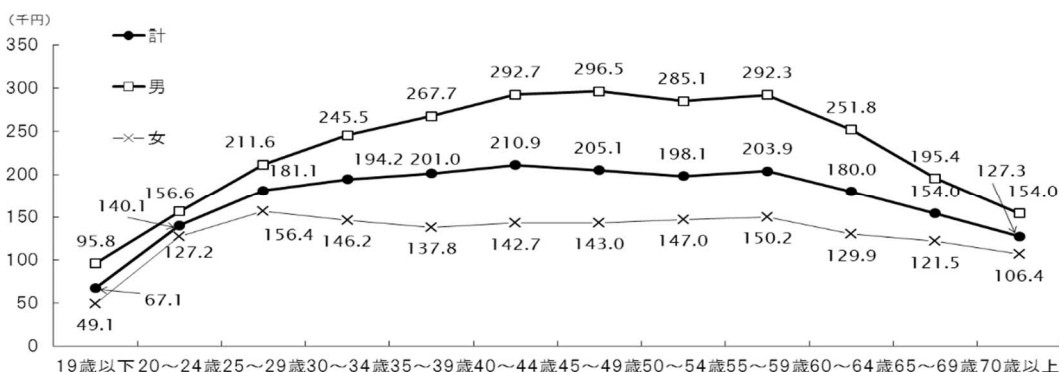
企業規模1～4人の事業所における平成29年7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は35～59歳の各年齢階級でほぼ横ばいとなっている。

男女別にみると、男は40～44歳まで上昇した後、50～59歳までほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの25～29歳まで上昇しているが、30～39歳では低下傾向となり、その後55～59歳まで再度上昇し、60～64歳以降低下している。（第2図）

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている（第3表）。

### 第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）

平成29年7月



### 第3表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人）

平成29年7月 (単位：円)

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業, 小売業	宿泊業, 飲食 サービス業	生活関連サー ビス業, 娯楽業	医療, 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	185,544	249,812	137,159	253,439	205,284	175,712	107,180	150,227	171,613
19歳以下	67,124	95,774	49,144	175,335	x	74,925	41,266	94,582	62,064
20～24歳	140,054	156,632	127,174	207,480	175,973	141,575	66,465	147,865	168,002
25～29歳	181,130	211,627	156,408	231,974	196,962	173,220	137,560	169,888	181,310
30～34歳	194,221	245,548	146,179	257,396	235,352	175,987	139,791	174,240	178,074
35～39歳	201,047	267,685	137,756	273,406	225,744	198,266	130,509	150,258	169,597
40～44歳	210,920	292,661	142,715	288,376	236,554	198,257	127,559	160,534	181,201
45～49歳	205,115	296,457	142,978	277,928	233,240	204,233	119,426	157,851	167,321
50～54歳	198,072	285,081	146,952	267,431	240,107	192,497	111,288	160,624	162,427
55～59歳	203,880	292,282	150,238	278,053	225,913	184,726	103,451	145,808	185,009
60～64歳	179,981	251,809	129,902	244,646	186,982	172,568	105,281	116,120	171,617
65～69歳	153,951	195,406	121,510	200,666	164,060	137,307	86,134	113,876	179,458
70歳以上	127,348	154,045	106,442	156,194	135,564	115,055	79,538	100,532	124,124
勤 続 年 数 計	185,544	249,812	137,159	253,439	205,284	175,712	107,180	150,227	171,613
0年	145,529	203,732	108,460	204,469	167,829	135,822	89,975	150,842	171,229
1年	146,364	207,479	110,635	214,040	155,651	137,898	102,274	136,105	145,797
2年	156,248	211,247	120,545	222,455	178,976	135,741	85,768	141,580	157,369
3～4年	172,956	231,011	129,446	237,312	189,831	161,971	104,162	146,095	164,023
5～9年	180,921	242,561	135,853	250,658	194,320	168,526	110,638	150,087	159,567
10～14年	197,091	268,577	144,630	257,260	219,775	192,063	110,679	161,526	179,619
15～19年	219,672	289,313	157,179	285,528	237,102	207,914	136,954	158,499	177,899
20～29年	224,337	296,711	163,134	285,963	233,944	200,283	129,233	161,587	213,388
30年以上	194,621	242,464	150,581	243,377	190,112	174,161	135,461	141,503	214,925
平均年齢(歳)	48.3	47.8	48.7	47.8	52.7	51.0	45.1	43.6	44.1
平均勤続年数(年)	12.3	13.2	11.7	14.3	17.1	14.7	8.1	10.6	8.8

注：「x」は、調査客体が少ないため公表しない。

### ウ 特別に支払われた現金給与額

平成28年8月1日から平成29年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は調査産業計で227,457円で、前年比0.1%増となった。

男女別にみると、男は326,999円で1.6%減、女は148,585円で2.3%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が249,501円と最も高く、次いで「医療、福祉」が242,181円、「卸売業、小売業」が237,838円、「製造業」が212,480円、「生活関連サービス業、娯楽業」が47,470円、「宿泊業、飲食サービス業」が34,427円となった。（第4表）

**第4表 性・主な産業別過去1年間に特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）**

性・主な産業	実 額		支給割合 <sup>1)</sup>	
	円	前年比 %	か月分	前年差
調 査 産 業 計	227,457	0.1	1.16	0.00
男	326,999	-1.6	1.24	-0.01
女	148,585	2.3	1.03	0.01
建 設 業	249,501	10.9	0.96	0.07
製 造 業	212,480	-6.1	0.99	-0.03
卸 売 業 , 小 売 業	237,838	3.7	1.20	0.03
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	34,427	-3.3	0.30	-0.02
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	47,470	-18.5	0.32	-0.08
医 療 , 福 祉	242,181	2.1	1.35	0.03

注：平成28年8月1日から平成29年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者1人当たりの平成29年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間に特別に支払われた現金給与額の割合である。

## (2) 出勤日数と労働時間

### ア 出勤日数

平成29年7月における出勤日数は調査産業計で20.1日で前年より0.1日減少した。

男女別にみると、男は21.6日で前年と同水準となり、女は19.0日で0.1日減少となった。（第3図、第5表）

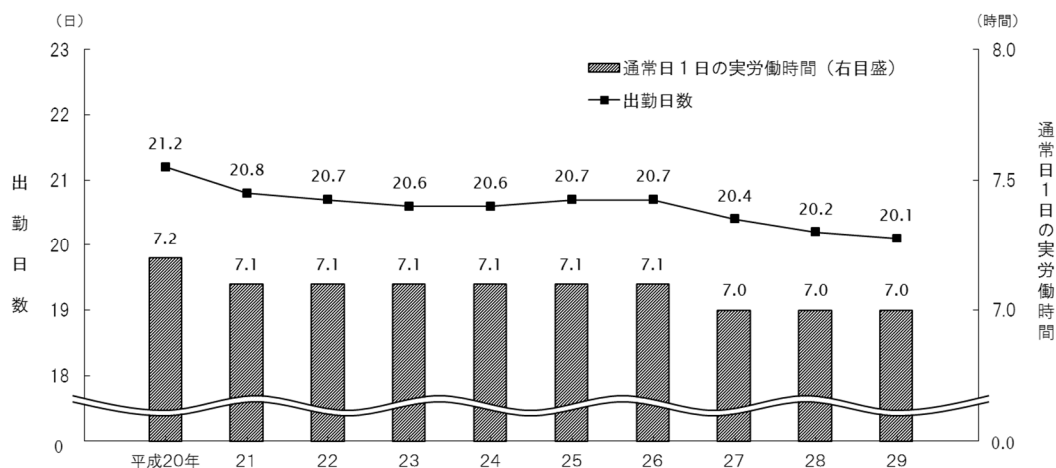
### イ 労働時間

平成29年7月における通常日1日の実労働時間は調査産業計で7.0時間で前年と同水準となった（第3図）。

男女別にみると、男は7.8時間、女は6.4時間となった（第5表）。

通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると調査産業計で4時間以下が12.3%、5時間が8.7%、6時間が8.2%、7時間が15.9%、8時間が45.0%、9時間以上が9.9%となった（第6表）。

**第3図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）**



注：各年7月の数値である。

第5表 性・主な産業、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

平成29年7月

性・主な産業	出勤日数				通常日1日の実労働時間			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 <sup>1)</sup>		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 <sup>1)2)</sup>	
		前年差		前年差		前年差		前年差
	日	日	日	日	時間	時間	時間	時間
調査産業計	20.1	-0.1	18.9	-0.1	7.0	0.0	7.7	0.0
男	21.6	0.0	19.8	-0.1	7.8	0.0	8.2	0.0
女	19.0	-0.1	17.8	-0.2	6.4	-0.1	7.0	0.0
建設業	21.7	0.1	21.7	0.1	7.5	0.0	8.1	0.0
製造業	20.7	-0.2	20.1	-0.1	7.2	-0.1	8.4	0.1
卸売業，小売業	20.8	0.1	19.0	0.0	7.2	0.0	7.2	-0.1
宿泊業，飲食サービス業	18.3	-0.1	15.6	-0.3	6.0	0.1	6.5	0.0
生活関連サービス業，娯楽業	20.0	-0.1	18.4	0.0	7.0	0.1	7.3	0.0
医療，福祉	19.7	0.0	18.5	0.0	6.7	0.0	7.4	0.0

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査平成29年7月分の結果である。

2) 5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

第6表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合  
(事業所規模1～4人)

平成29年7月

(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	12.3	8.7	8.2	15.9	45.0	9.9
		( 0.3)	( 0.0)	( 0.0)	( 0.8)	( -0.5)	( -0.6)
男	100.0	4.2	2.6	3.1	15.3	59.1	15.7
女	100.0	18.5	13.3	12.2	16.4	34.1	5.5
建設業	100.0	4.2	3.7	4.4	19.7	60.7	7.3
製造業	100.0	8.4	8.3	7.8	15.8	50.5	9.3
卸売業，小売業	100.0	10.8	7.8	7.8	14.8	46.2	12.6
宿泊業，飲食サービス業	100.0	32.6	18.1	10.6	7.2	18.6	12.9
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	9.9	13.8	12.7	13.5	37.0	13.1
医療，福祉	100.0	17.2	7.9	9.1	16.1	43.1	6.6

注：( )内は前年差(ポイント)である。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

### (3) 雇用

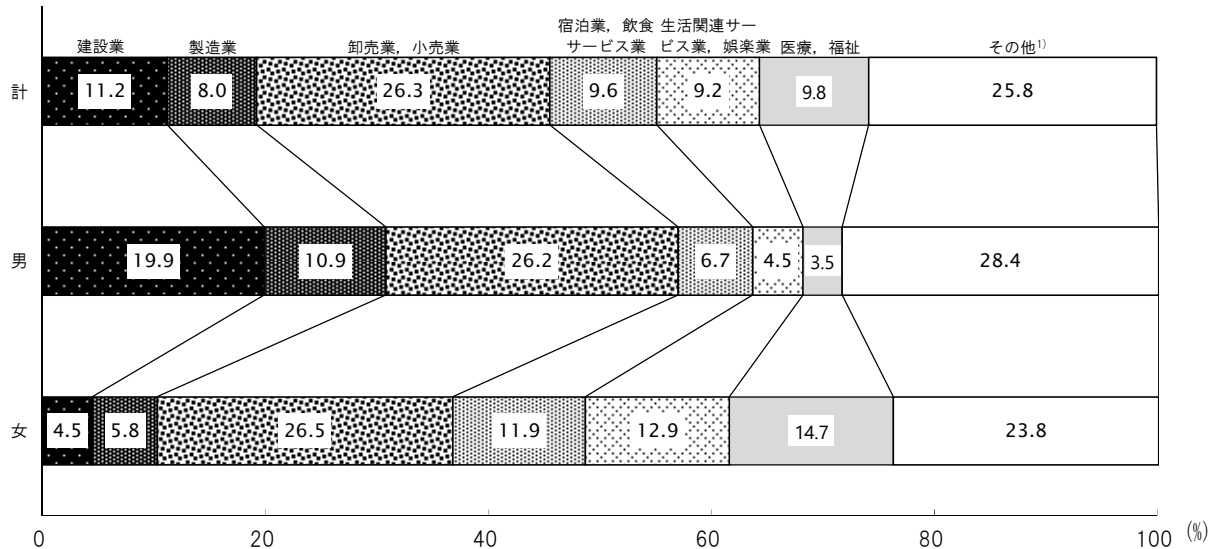
#### ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

常用労働者の構成割合を「その他」を除いて主な産業についてみると、「卸売業，小売業」が26.3%と最も高く、次いで「建設業」が11.2%、「医療，福祉」が9.8%、「宿泊業，飲食サービス業」が9.6%、「生活関連サービス業，娯楽業」が9.2%、「製造業」が8.0%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は調査産業計で56.4%となった。これを主な産業についてみると、「医療，福祉」が84.6%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が78.6%、「宿泊業，飲食サービス業」が69.9%、「卸売業，小売業」が56.6%、「製造業」が40.6%、「建設業」が22.4%となった。（第4図、第7表）

**第4図 性別常用労働者の産業別構成割合  
(事業所規模1～4人)**

平成29年7月末日現在



注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

**第7表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合  
(事業所規模1～4人)**

平成29年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合 <sup>2)</sup>	
				%	前年差 ポイント
調査産業計	100.0	100.0	100.0	56.4	-0.6
建設業	11.2	19.9	4.5	22.4	-0.5
製造業	8.0	10.9	5.8	40.6	1.3
卸売業，小売業	26.3	26.2	26.5	56.6	-1.6
宿泊業，飲食サービス業	9.6	6.7	11.9	69.9	-2.5
生活関連サービス業，娯楽業	9.2	4.5	12.9	78.6	-0.2
医療，福祉	9.8	3.5	14.7	84.6	-0.6
その他 <sup>1)</sup>	25.8	28.4	23.8	51.9	0.1

注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。



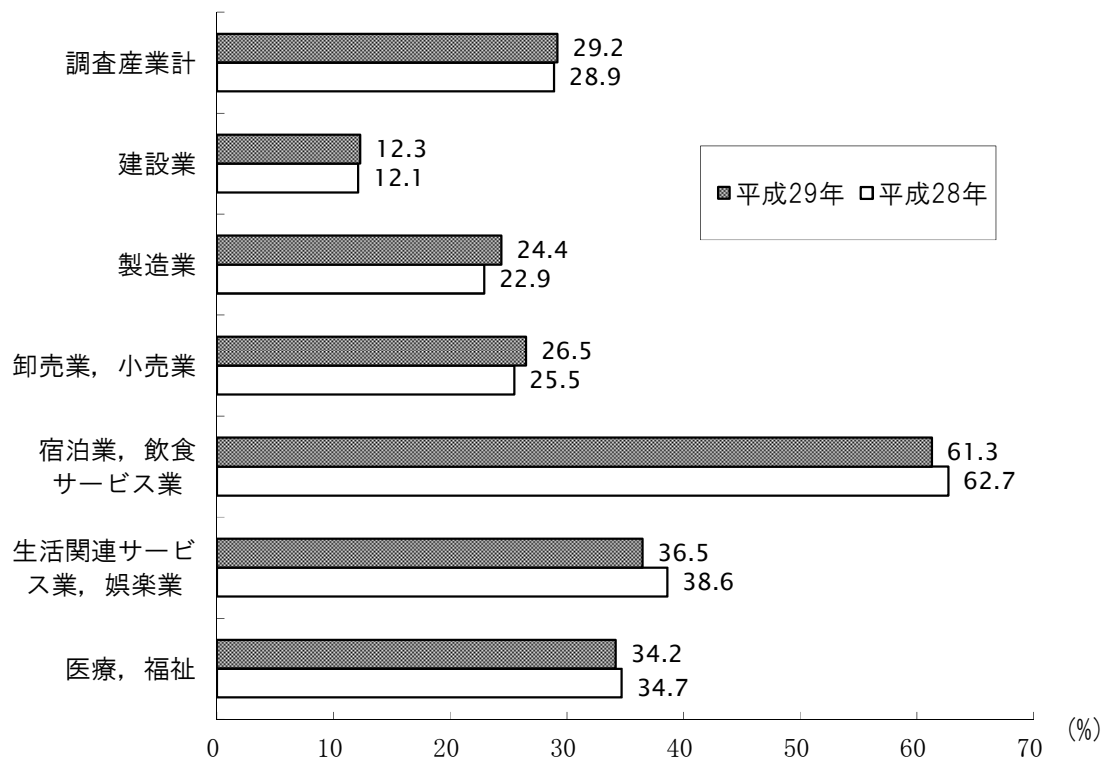
イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

常用労働者に占める短時間労働者の割合は調査産業計で29.2%で、これを男女別にみると、男10.0%、女44.0%となった。

主な産業についてみると、「宿泊業，飲食サービス業」が61.3%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が36.5%、「医療，福祉」が34.2%、「卸売業，小売業」が26.5%、「製造業」が24.4%、「建設業」が12.3%となった。

また、年齢階級別にみると19歳以下が67.1%と最も高く、20～29歳が21.6%と最も低くなっている。（第5図、第8表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第8表 年齢階級、性別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

平成29年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント
年齢計	29.2	0.3	10.0	0.4	44.0	0.5
19歳以下	67.1	0.0	49.3	-15.2	77.0	8.3
20～29歳	21.6	0.5	12.7	0.2	28.6	1.6
30～39歳	22.1	0.3	5.0	0.0	38.8	1.5
40～49歳	26.3	-0.8	4.7	0.0	43.4	-0.6
50～54歳	29.7	0.2	5.3	1.1	44.5	-0.9
55～59歳	29.4	0.3	5.7	0.0	44.6	0.2
60～64歳	32.6	-2.0	10.4	-1.9	48.7	-3.5
65歳以上	43.4	1.2	27.7	3.0	56.1	0.3

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

### 3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間及び短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

平成29年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間	短時間労働者の割合 <sup>1)</sup>
	円	日	時間	%
全 国	196,363	20.1	7.0	29.2
北 海 道	206,329	21.1	7.1	25.6
青 森 県	171,679	21.9	7.2	22.2
岩 手 県	183,278	21.4	7.2	22.9
宮 城 県	190,307	20.4	7.1	25.5
秋 田 県	187,325	21.3	7.1	25.0
山 形 県	186,744	21.7	7.3	23.5
福 島 県	199,991	20.9	7.0	29.8
茨 城 県	198,088	20.0	7.0	26.9
栃 木 県	188,454	20.4	7.0	29.6
群 馬 県	211,016	20.5	7.0	30.5
埼 玉 県	193,739	19.4	6.8	32.2
千 葉 県	194,947	18.8	6.7	36.3
東 京 都	225,510	19.6	7.2	25.2
神 奈 川 県	199,404	18.8	6.9	31.9
新 潟 県	202,414	20.8	7.2	22.5
富 山 県	185,807	20.1	7.0	32.6
石 川 県	193,246	21.1	7.0	28.6
福 井 県	187,384	20.5	6.9	30.0
山 梨 県	192,158	20.6	7.1	27.5
長 野 県	194,371	19.8	7.1	27.8
岐 阜 県	175,320	19.8	6.7	38.7
静 岡 県	192,669	20.0	6.9	33.0
愛 知 県	207,395	20.1	7.0	31.8
三 重 県	198,494	19.9	6.8	34.0
滋 賀 県	204,273	19.8	7.1	27.5
京 都 府	187,395	19.7	6.9	32.2
大 阪 府	208,287	19.7	7.0	29.5
兵 庫 県	189,628	19.6	6.9	32.7
奈 良 県	180,445	19.5	6.8	34.9
和 歌 山 県	173,356	20.4	6.8	34.8
鳥 取 県	200,646	20.9	7.4	19.1
島 根 県	190,057	20.7	7.1	23.2
岡 山 県	214,201	20.7	7.2	22.0
広 島 県	209,843	20.5	7.0	27.8
山 口 県	174,984	19.7	6.9	32.5
徳 島 県	174,768	20.3	6.8	33.7
香 川 県	177,360	20.3	6.7	35.5
愛 媛 県	180,030	21.2	7.1	27.1
高 知 県	166,152	19.9	6.9	29.6
福 岡 県	196,249	20.6	7.1	27.8
佐 賀 県	188,922	21.1	7.2	24.8
長 崎 県	176,812	21.6	7.1	28.4
熊 本 県	185,478	21.4	7.2	22.9
大 分 県	174,631	20.3	7.1	27.0
宮 崎 県	177,049	20.7	7.0	29.6
鹿 児 島 県	179,140	20.9	7.2	23.9
沖 縄 県	152,599	20.3	6.8	35.9

注：1) 平成29年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 <sup>1)</sup>		特別に支払われた現金給与額 <sup>2)</sup>		出勤日数 <sup>1)</sup>	通常日1日の 実労働時間 <sup>1)</sup>	勤続年数 <sup>3)</sup>	短時間労働者の 割合 <sup>3)</sup>
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%	日	時間	年	%
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	24.7	7.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	24.6	7.7	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	24.3	7.6	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	24.3	7.6	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	24.5	7.6	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	24.4	7.7	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	24.3	7.6	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	24.1	7.6	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	23.8	7.6	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	23.7	7.5	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	23.4	7.5	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	23.1	7.4	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	22.7	7.4	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	22.6	7.4	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	22.5	7.3	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	22.5	7.4	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	22.1	7.3	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	22.0	7.3	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	21.8	7.3	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	21.7	7.3	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	21.5	7.3	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	21.8	7.3	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	21.5	7.3	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	21.4	7.2	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	21.1	7.2	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	21.1	7.2	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	21.1	7.2	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	21.2	7.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	20.8	7.1	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	20.7	7.1	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	20.6	7.1	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	20.1	7.0	11.7	29.2

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。